認 証 合 意 書

貴社がJAS認証事業者に認証後、遵守する事項及び本会が登録認証機関として果たす責任をここに記す。

（１）要求事項の変更も含め、貴社は常に認証に係る合意を遵守すること。

（２）貴社は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように継続的に維持すること及び格付される製品が継続してＪＡＳ規格を満たすこと。

（３）貴社は、格付の表示に係るＪＡＳ法の規定を遵守すること。なお、格付の表示を行う製品については、原則製造開始の前に届出ること。

（４）貴社は、農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求若しくは物件の提出を拒否し、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件を提出し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否、妨害若しくは忌避し、若しくはこれらの質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。

（５）貴社が、認証事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。なお、本項含め貴社に課せられる責務が解除されるのは、格付業務廃止届が本会に達した30日後であること。

（６）貴社は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証に係る農林物資の種類以外の製品について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

（７）貴社が、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。

（８）本会が（６）又は（７）の条件に違反すると認めて貴社に情報の提供の方法の改善又は中止を求めたときは、貴社はこれに応じること。

（９）（６）又は（７）のほか、他人に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、貴社は認証に係る農林物資以外の製品について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

（１０）貴社は、本会が行う調査等（外注先の調査手配を含む）に協力すること。

（１１）貴社は、毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を本会に報告すること。ただし、貴社が本会と格付のための検査について委託契約を締結したときは、当該委託契約書に基づき、格付実績を報告すること。

（１２）貴社は、格付に関する記録を、格付の日から製品の賞味期限までの期間（賞味期限が１年未満にあっては、１年間）保存すること。

（１３）本会は、貴社に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は外注先を含む事務所、工場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査し、若しくは従業員その関係者に質問することができること。

（１４）貴社は、認証の取消し又は格付業務の廃止、格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求されたときには、貴社は本会の要求どおりに認証に係る宣伝・広を中止し、認証書（別紙等を含む）を返却すること

（１５）貴社が認証書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記（複製、コピー、写し等）し、全てを複製すること。

（１６）貴社は、ＪＡＳ製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じて本会に利用させること。

（１７）貴社が（１）から（１６）までの条件に違反し、又は（１３）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは（１３）の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本会は、認証の取消し又は格付に関する業務若しくは格付の表示を付した製品の出荷の停止し又は本会が適当でないと認める格付の表示の除去又は抹消することを請求できること。

（１８）貴社が（１７）の請求に応じないときは、本会はその認証を取り消すこと。

（１９）本会は、認証事業者である貴社の名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る工場の名称、所在地及び認証の年月日並びに登録番号を公表及び（１７）の規定による請求をしたとき又は認証を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日及び登録番号を公表すること。

（２０）貴社は、その認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示を付してある農林物資の出荷を停止すること及び本会が適当でないと認める格付の表示は、除去若しくは抹消すること。

（２１）貴社が、その認証を取り消された日から相当の期間経過後も（２０）の規定に反している場合は、本会はその旨を公表すること。

（２２）本会は、認証機関の責任として、認証後の年次調査（無告知確認調査を含む）の実施、変更届の調査、認証の維持、一時停止、廃止等の判定、一時停止解除、守秘義務（情報公開を含む）、ＪＡＳ規格及び認証の技術的基準等の改正の通知、苦情及び異議申立ての処理等の認証業務を遂行すること。

本合意の証として　本書2通作成し、記名捺印の上、各1通保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

貴 社 名：

代表者名：

本 会 名：

代表者名：